

○質契約の終了行為者の承認

第28条第3項第1号

改正 平成26年3月20日 平成29年3月22日

令和3年3月26日 令和7年4月1日

審査基準

令和7年4月1日作成

法令名	質屋営業法
根拠条項	第28条第3項第1号
処分の概要	質契約の終了行為者の承認
原権者（委任先）	岡山県公安委員会
法令の定め	質屋営業法第4条第3項（営業内容の変更）、第9条第2項（許可証の返納）、第28条第6項（質置主の保護） 質屋営業法施行規則第1条（申請及び届出の一般的手続）、第10条（死亡の届出）、第14条の2（許可証の返納）
審査基準	質契約を終了させるために必要な行為を行う者が、質置主の保護の観点から不適當でないと認められる者であるときに承認する。
標準処理期間	25日
申請先	営業所を管轄する警察署の生活安全課、生活安全第一課又は生活安全刑事課
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室